

松江市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱要領

1 趣旨

この要領は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「指定介護療養型医療施設の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）、「介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）」、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第号）に基づき、介護保険事業者における事故発生時の松江市への報告の取扱について次のように改正し、令和3年9月1日より適用する。

2 報告する事故等の範囲

(1) 事業者は、次に定める事故等が発生した場合には速やかに松江市に報告することとする。

- ① 利用者に対する介護サービスの提供時に発生した死亡又は受傷事故（※注1-1から1-4参照）
- ② 食中毒、感染症又は結核（※注2参照）
- ③ 施設入所者等が被害者又は加害者となる傷害事件等
- ④ 職員・従業員の法令違反又は不祥事等
- ⑤ 行方不明者の発生（※注3参照）
- ⑥ 火災

- ⑦ 震災、風水害等の自然災害により、サービスの提供に影響するもの
(※注4参照)
 - ⑧ 誤薬
 - ⑨ 交通事故(利用者の処遇に影響があるもの)
 - ⑩ 個人情報の紛失・流出・漏洩
 - ⑪ その他、事業者の管理者が報告を必要と認める事故
- (2) 事業者は、サービス提供時の死亡又は受傷事故で自らの過失の疑いがあるときには、必ず警察へ連絡することとする。
また、食中毒の発生、感染症の発症等関連する法律等に関係機関への届出義務がある場合は、それに従うものとする。

3 報告の手順

- (1) 事故発生後、事業者は速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告することとする。(事業者名、報告者名、介護サービスの種類、利用者の住所・氏名・生年月日・被保険者番号・要介護度、事故発生日時、事故発生場所、事故の種別等)
- (2) 事業者は速やかに松江市に「事故報告書」を提出する。なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに電話等で松江市に報告を行い、その後速やかに「事故報告書」を提出する。
- (3) 事業者は、事故処理が長期化する場合は、途中経過について「事故報告書」を適時提出するとともに、必要に応じ、電話等で松江市に内容等を説明する。
- (4) 事故処理後、事業者は当該事故の状況及び事故に際して採った処理について記録し、その記録を2年間保存することとする。(※注5参照)

4 事故報告書受理後の取り扱い

- (1) 松江市は、必要と判断した場合には、事業者に対する調査・指導や利用者等に対する事実確認を行う。
- (2) 松江市は、事故に係る状況等を集計・分析を行うことにより、対策を講じるべきポイントを把握し、事故の防止に向けた効果的な取り組みにつなげるとともに、事故等の再発防止策の理解を啓発するために市のホームページ等により、年1回は公表することとする。

5 島根県への報告

次の事由による事故については、事業者から提出された事故報告書の写しを添えて島根県に報告する。

- (1) サービス利用者の死亡または重症（事故により3週間以上入院したもの）事例
- (2) 犯罪のおそれがある事例
- (3) 基準違反が疑われる事例
- (4) 利用者への虐待、身体拘束が原因と推定される事例
- (5) その他社会的に影響が大きいと認められる事例

6 消費者庁への報告

消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者事故等については、松江市から消費者庁へ報告する。

【参考】注1-1：「介護サービス提供時」とは、送迎・通院時を含む。

注1-2：受傷の程度については、医療機関での受診を要した事故で入院又は継続的な通院が必要な場合は報告する。

但し、当該利用者の家族へ連絡すべきと判断される場合は報告する。

注1-3：事業者の過失は問わない。（利用者の過失による事故であっても、注1-2に該当する場合は報告する。）

注1-4：利用者が疾病等による死亡であっても、特異な事由が原因と推定される場合には松江市及び関係機関に報告する。

注2：食中毒又は感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一・二・三・四・五類感染症とする。）が発生し、次のア～ウの場合は、速やかに松江保健所保健衛生課及び松江市介護保険課へ報告する。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

注3：利用者の不在が判明し、居所が把握できないと判断された場合は報告する。

注4：自然災害の場合は、「被害状況・対応活動報告書」を介護保険課へ提出する。

注5：報告書には利用者の個人情報に記載されているため、取り扱いには十分留意する。